

人材紹介に関する契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という）と、株式会社ぱそふる（以下「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材を甲が採用するため、人材の紹介（以下「人材紹介業務」という）を依頼し、乙はこれを受諾する。

第2条（内容）

1. 甲は、乙に対し、個々の人材紹介業務の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下、総称して「求人要件」という）を明示し、乙はこれに基づき紹介を行う。
2. 乙は、甲が明示する求人要件に該当し、かつ採用候補者（以下「丙」という）が当該求人要件における労働条件を受諾し甲に応募する意思を乙に対し表示した場合に、丙を甲に紹介する。
3. 乙は、善良な管理者の注意義務をもって人材紹介業務を行うものとする。

第3条（中止）

甲は、甲が必要と認めた場合、契約有効期間の満了を待たず、本契約終了の意思を乙に通知する方法により、本契約を終了させることが出来るものとする。ただし、当該通知時点で前条に従って紹介済みの丙に係る人材紹介業務に関しては、当該人材紹介業務に対する対価の支払いが完了するまで又は当該人材紹介業務が甲及び乙の合意により終了するまで本契約の規定が有効に適用されるものとする。

第4条（対価）

1. 甲は、乙が甲に丙を紹介後1年以内に乙の人材紹介業務によって丙が甲への入社に至った場合、丙に関する人材紹介業務の対価として丙の初年度理論年収×35%を乙に支払うものとする。なお、理論年収は、甲が、丙の甲における当初の雇用形態に応じて下記に基づき定め、乙に対し、別途書面で交付するものとする。

記

理論年収：ベース給（年額）＋年間賞与（評価標準額）

2. 理論年収は前項に記載された金額に限定されるものとし、時間外手当、新株予約権、株式報酬、入社一時金等（ただし、これらに限られない）、丙の入社に際して支払われる

その他一切の金額は含まないものとする。

3. 甲が、乙による紹介の前に丙を第三者から紹介されていた場合には、甲はその旨を速やかに乙に通知するものとし、当該通知がなされた場合には、丙が甲に入社した場合であっても、前項の対価を支払う義務を負わないものとする。
4. 甲が、乙から候補者の紹介を受けた日又は乙から紹介を受けた候補者を不採用と判断して乙に通知した日のいずれか遅い方から起算して 1 年以内に当該候補者を甲が採用したときは、その採用経路にかかわらず、乙の紹介によって雇用契約が成立したものとみなし、甲は、第 4 条第 1 項、第 2 項に定める報酬を乙に支払うものとする。

第 5 条（支払方法及び期日）

乙は、甲に対して、丙が甲に入社後速やかに前条に定める対価及びこれに賦課される消費税及び地方消費税を請求するものとし、甲は当該請求書を受領した月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により、支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第 6 条（対価の返還）

丙が甲に入社後、自己都合又は本人の責による解雇により退職に至った場合、乙は、甲に対して、甲より受領した人材紹介業務の対価のうち下記の金額を返還するものとする。なお、返還にあたっては、前条の規定のうち「入社後」を「退職後」に、「甲」「乙」を「乙」「甲」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

記

入社後 1 ヶ月以内の退職	：	人材紹介業務の対価の 80%
入社後 3 ヶ月以内の退職	：	人材紹介業務の対価の 50%
入社後 6 ヶ月以内の退職	：	人材紹介業務の対価の 10%

第 7 条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾なく人材紹介業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託することができないものとする。なお、乙が、甲の事前の書面による承諾を得て人材紹介業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、乙は、再委託先の履行につき甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとし、甲は、再委託先による業務執行状況に疑義があると認めた場合には、本条による承諾を無条件に撤回できるものとする。

第 8 条（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本契約の有効期間中並びにその終了後 2 年間（以下「秘密保持期間」という）、本契約の内容及び本契約の有効期間中に、本契約の履行に関連して相手方が秘密

である旨の表示をした上で、開示、提供した業務上の情報（以下「秘密情報」という。ただし、口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供した情報については、相手方が開示時に秘密である旨を伝達し、かつ、当該開示後 30 日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされるものとする）を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として管理し、事前の相手方の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩せず、また、本契約の履行以外の目的に利用してはならない。

2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する相手方の秘密情報については、前項に定める義務を負わないものとする。
 - (1) 開示時に既に自ら合法的に所有していたもの
 - (2) 開示時に既に公知であったもの
 - (3) 開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者より受領当事者が秘密保持義務を負わずに入手したものの
 - (5) 相手方の秘密情報とは無関係に受領当事者が独自に知得した情報
3. 甲及び乙は、第 1 項にかかわらず、以下の各号に定める場合については、開示される秘密情報が秘密として保持されるように合理的な措置を講ずることを条件に、秘密情報を開示できるものとする。
 - (1) 役員、従業員、アドバイザー、弁護士又は公認会計士等を開示する場合
 - (2) 政府機関若しくは法令に基づく秘密情報の開示義務・要請や各当事者の監督・監視当局等による秘密情報の開示要求がある場合又は争訟解決のために秘密情報の開示を行う必要性が生じた場合

第 9 条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、人材紹介業務の遂行に関連して甲のために個人情報を取り扱う場合、当該個人情報の取り扱いについて本条各項の規定を遵守するものとする。なお、乙が本条に違反したことにより丙及び再委託先を含む第三者との間で生じた一切の紛争については、乙が甲の指示に従い、自己の費用と責任をもって処理解決するとともに、かかる違反により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対して、当該損害を補償するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。
2. 本契約における個人情報は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）において定義される個人情報と同義とし、履歴書・職務経歴書等の個人を特定できる情報を含むものとする。
3. 乙は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者に該当するか否かに拘わらず、個人情報について個人情報保護法及び自らの管轄省庁策定のガイドラインに定める個人情報取扱事業者としての責務と同等の責務を誠実に遵守するものとする。また、乙は、本

項の定めに従い又は違反するおそれがあることを知った場合、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

4. 乙は、甲が丙の採用選考を行うにあたり必要と認められる限度において、丙の個人情報を丙の承諾を得たうえで甲に開示・提供するものとする。
5. 甲は、前項に基づき乙より開示・提供された丙の個人情報について、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、丙の事前の文書による同意を得た場合を除き、第三者に開示若しくは提供又は丙の採用選考以外の目的にこれを使用しないものとする。
6. 乙は、個人情報の保護のために次の各号に定める措置及び別途甲から書面により指示される事項を含む安全管理措置を講じるものとする。
 - (1) 組織体制及び規定の整備等の組織的安全管理措置（乙の役員又はそれに準ずる者の中からの個人情報の保護・管理の責任者（以下「個人情報管理責任者」という）を選任し、これを書面により甲へ届け出ることを含む）
 - (2) 役員及び従業員に対する教育訓練等の人的安全管理措置
 - (3) 入退室管理、盗難防止等の物理的安全管理措置
 - (4) アクセス制御、不正ソフトウェア対策等の技術的安全管理措置
7. 乙は、人材紹介業務の遂行に伴い個人情報に接する自己の役員及び従業員を、適切に監督のうえ、人材紹介業務の遂行中及び本件業務にかかる職を退いた（退職も含む）後といえども個人情報にかかる本契約上の義務を遵守させるものとする。
8. 乙は、甲が請求した場合、個人情報にかかる管理及び本契約上の義務の遵守状況を、別途甲が定める期日までに甲の指示する内容に従い甲に報告し、甲の確認を受けるものとする。
9. 甲は、乙（再委託先その他乙が個人情報を再開示した第三者がある場合は、これらも含む）の個人情報を取り扱う施設に立ち入っての監査、確認が必要と判断した場合、事前に乙に通知することを条件に、かかる施設に立ち入っての監査、確認を行うことができるものとする。なお、監査・確認の方法、実施日程については甲乙協議のうえ取り決めるものとする。
10. 甲は、前項に基づく監査、確認結果その他の事実から、乙（再委託先その他乙が個人情報を再開示した第三者がある場合はこれらも含む）における個人情報にかかる本契約上の義務の履行状況が個人情報保護の観点から不十分であると判断した場合、乙に対しその改善を請求することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
11. 乙は、個人情報に関して本条第 3 項に基づく通知をした場合、自らの費用と責任において以下に定める措置を講じるものとし、また、甲から特段の指示を受けた場合、直ちにこれに従うものとする。
 - (1) 必要な調査に基づく原因の究明
 - (2) 被害の発生又は拡大を防止するために適切な措置

- (3) 被害者に対する報告、事実関係の公表、管轄省庁への報告等を行うために必要と甲が判断した措置
 - (4) 再発防止策の策定及びその実行
 - (5) その他甲が適切又は必要と判断する措置
12. 個人情報のうちクレジットカード番号、カード有効期限及びその他のクレジットカード情報、銀行口座番号及び暗証番号、社会保険番号ならびに運転免許証番号その他政府が発行した識別番号を含むものについては、クレジットカード業界のセキュリティ基準である PCI-DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）に準拠した安全管理措置及び別途甲が書面にて指定する条件に従ったより高水準の安全管理措置を講じるものとする。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、本契約の有効期間中、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間中該当しないことを相互に確約する。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを相互に確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為
3. 甲及び乙は、相手方が前 2 項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約の全部又はその一部を解除することができる。

4. 前項に定める解除は有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。
5. 第 3 項に基づき本契約が解除された場合、契約を解除された当事者は、本契約を解除した当事者に対し、本契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができない。

第 11 条（契約有効期間）

1. 本契約の有効期間は、2023 年 8 月 1 日から起算して 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による契約終了の通知がない場合、本契約は同一条件にて更に 1 年間継続するものとし、以後についてもこの例によるものとする。
2. 第 3 条、第 6 条、第 8 条ないし本条、第 13 条ないし第 16 条は、本契約の全部又は一部の解除後又は本契約の終了後もなお有効に存続するものとする。

第 12 条（契約解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当期間を定めて催告のうえ、当該相当期間経過後も相手方の債務不履行が是正されない場合には、本契約を解除することができるものとする。
2. 前項に定める場合のほか、甲及び乙は、相手方に本項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、相手方に対して何らの催告なくして、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
 - (2) 差押、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納催告、保全差押を受ける等資産状況が極度に悪化したとき又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (3) 手形若しくは小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止の状態に陥ったとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 解散、合併、清算又は営業の重要な部分の譲渡を行うとき。ただし、関係会社内の企業再編行為を除く
 - (6) その他、本契約を継続し難い事由が発生したとき

第 13 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

【Confidential】

第 14 条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がない限り、本契約の当事者たる地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部について、第三者に対してこれを譲渡し若しくは引き受けさせ、第三者のためにこれに担保を設定し又はその他の処分をしてはならない。

第 15 条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合には、甲乙双方が誠意をもってその都度協議のうえ、これを解決するものとする。

第 16 条（合意管轄）

本契約に関連して発生した紛争については、東京簡易（地方）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。又は、電子サインを利用する場合には、本書の PDF ファイルに電子サインを記入のうえ、当該データ又はその複製物を各々で保管する。

2023 年 8 月 1 日

甲：

●●●●株式会社

乙： 東京都港区虎ノ門4-1-28
虎ノ門タワーズオフィス19階
株式会社ぱそふる
代表取締役 天野 翔馬

（以下余白）